

（定義等）

- 第1条** この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第1条及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第2条第1項に定めるところによる。
- 2 この告示における略語の意味は、細目告示第2条第2項に定めるところによる。ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年国土交通省告示第521号）による改正前の細目告示及びそれ以前の改正前の細目告示の規定の適用に当たっては、同項の規定は適用しない。
- 3 自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条の2第1項の規定による申請に基づく指定を受けた型式指定自動車にあっては、当該自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同令第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。